

FAX 28・6148
問 議 事 調 査 課
28・6048

| | |
|------------------|--------------|
| 6/ 9 (火) 10:00 ~ | 本会議 (初日) |
| 6/16 (火) 10:00 ~ | 本会議 (一般質問) |
| 6/17 (水) 10:00 ~ | 本会議 (一般質問) |
| 6/18 (木) 10:00 ~ | 本会議 (一般質問) |
| 6/19 (金) 9:30 ~ | 常任委員会 (総務市民) |
| 13:00 ~ | 常任委員会 (教育厚生) |
| 6/22 (月) 9:30 ~ | 常任委員会 (産業建設) |
| 6/26 (金) 10:00 ~ | 本会議 (最終日) |

※定例会日程は変更される場合があります。
市ホームページや議事調査課でご確認ください

令和2年第2回四国中央市議会定例会は、次の日程で開催予定です。

市議会6月定例会のお知らせ

お知らせ

日…日時
場…場所
内…内容
対…対象者
定…定員
持…持参品
募…募集期限・期間
申…申込方法・申込先

円…参加費
講…講師
備…ほかの情報
FAX…ファクス番号
✉…Eメール
問…問い合わせ先

FAX 28・6242
問 観 光 交 通 課
28・6187

| 日にち | イベント名 |
|----------|--------------|
| 6/27 (土) | かわのえ夏まつり花火大会 |
| 7/ 2 (木) | みなと祭おどり大会 |
| 7/ 3 (金) | みなと祭ナイトバザール |
| 7/ 4 (土) | みなと祭花火大会 |
| 8/15 (土) | 土居夏まつり花火大会 |

中止内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の花火大会（夏まつり）は、当初予定していました左記の日程での開催が困難となり、中止することとなりました。

なお、今後新型コロナウイルスの感染が収束に向かい、イベント開催が可能な状況となりましたら、皆さまに喜んでいただける事業を企画してまいります。

花火大会（夏まつり）について

緊急地震速報訓練を行います

日6月17日（水）10時ごろ
内Jアラート（全国瞬時警報システム）を用いた緊急地震速報の全国的な訓練を行います。当日は市内全域に、防災有線告知システムから訓練放送が流れます。

※気象・地震活動の状況によっては、訓練を中止する場合があります
問 防 災 ま ち づ くり 推 進 課
28・6934 FAX 28・6057

令和2年度 成人式

日 令和3年1月10日（日）13時
場 しこちゅ〜ホール（市民文化ホール）
対平成12年4月2日から平成13年4月1日に生まれた方
※対象者には、11月にはがきでご案内します。就職や進学などのため市外に住民票がある方で、出席を希望する場合は、ご連絡ください
問 生 涯 学 習 課 28・6046
FAX 28・6060

令和元年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況

情報公開の実施状況 (件)

| 請求件数 | 決定の状況 | | 審査請求 |
|------|-------|---------|------|
| | 公開 | 部分公開 ※1 | |
| 29 | 10 | 18 | 0 |
| | 0 | 0 | |
| | 1 | 0 | |

※1 個人情報及び法人などの情報・印影を除いて公開

個人情報保護の運用状況

| 区分 | 件数 |
|---------------|-------|
| 個人情報の目的外利用 ※2 | 576 |
| 個人情報の外部提供 ※3 | 4,373 |

※2 市の実施機関の内部で利用

※3 所掌事務の遂行または公益上必要なため、市から教育委員会などへ提供

| 請求件数 | 決定の状況 | | 審査請求 |
|-----------|-------|---------|------|
| | 開示 | 部分開示 ※4 | |
| 個人情報の開示 | 11 | 5 | 0 |
| | 5 | 0 | |
| | 0 | 0 | |
| | 1 | 0 | |
| | 0 | 0 | |
| 個人情報の訂正 | 0 | 0 | 0 |
| | 0 | 0 | |
| 個人情報の利用停止 | 0 | 0 | 0 |
| | 0 | 0 | |
| | 0 | 0 | |

※4 個人情報及び法人などの情報・印影を除いて開示

問 総 務 調 整 課 28-6002 FAX 28-6056



市税の納付が困難な方へ 徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルス感染症の影響により事業などに係る収入に、相当の減少があった方は、最大1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。

この特例による徴収猶予は、担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付いただくことも可能です。

対象となる市税

2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市県民税、法人市民税、固定資産税など、ほぼ全ての税目が対象です。

これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税についても、さかのぼってこの特例を利用することができず。

対新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降の任意の期間（1か月以上）において事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少した納税者・特別徴収義務者で、市税を納期限までに納付することが困難な方

持収入や預貯金の状況がわかる資料
申告務課に備え付けの申請書に必要事項を明記し、郵送または持参してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

※6月30日または対象となる市税の納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です

※郵送の場合は収入や預貯金の状況がわかる資料の写しを同封してください
※収入や預貯金の状況がわかる資料の提出が難しい場合など、詳しくは、市ホームページをご覧ください
お問い合わせください

問 税務課 収納係

28・6011

FAX 28・6058



6月は土砂災害防止月間です

梅雨の時期は、長雨や集中豪雨によって、地滑りや土砂崩れなどの土砂災害が発生しやすくなります。いざという時のために、次のことを心掛けましょう。

○ テレビなどの気象情報、防災情報に注意する。

○ 家の周りの急傾斜地など、危険な場所を確認しておく。

○ 「おかしいな」「危ないな」と思ったら早めに避難する。

問 建設課 28・6034

FAX 28・6189



国民年金の任意加入について

納付期間が40年に満たない方

国民年金の老齢基礎年金は、40年間（480月）の保険料を納めると満額を受け取ることができます。60歳から65歳までの方で納め忘れなどにより、納付期間が40年間に満たない方は、任意加入することで受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

令和2年度の満額 78万1700円

受給資格期間（10年）を満たしていない方

受給資格を得るまで（最長70歳まで）任意加入できます。

外国に居住する方

20歳以上65歳未満の日本国籍の方であれば任意加入することができ、日本の年金制度を継続することができます。

国民年金保険料

令和2年度月額 1万6540円

持マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）、本人確認書類（運転免許証など）、金融機関の通帳とお届け印、年金手帳
申市民窓口センター、各窓口センター
問 新居浜年金事務所

0897・35・1300

市民窓口センター（年金担当）

28・6018 FAX 28・6128

今年度の狂犬病予防注射は終了しました

犬を飼っている方で、まだ狂犬病予防注射を接種していない場合は、最寄りの動物病院などで接種してください。

狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬は、生涯に1度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

市民の皆さまへお願い

- 登録している犬が死亡した時は、ご連絡ください。
- 犬の放し飼いは絶対にやめましょう。
- 散歩時の犬のフンは、必ず持ち帰りましょう。



※この看板は、生活環境課及び各窓口センターで配布しています

問 生活環境課 28・6145
FAX 28・6059

各種手当制度のお知らせ

◆児童手当制度

対中学校修了前の児童を養育している方
支給額（月額）

- 3歳未満の児童 1万5千円
- 3歳以上小学校修了前の児童
第1子・第2子 1万円
第3子以降 1万5千円
- 中学生 1万円

※所得制限があり、所得制限限度額以上の方は、特例給付として児童1人あたり5千円の支給となります

認定請求

出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合、「児童手当認定請求書」の提出が必要（公務員は勤務先に提出）

6月は児童手当現況届の月です

手当受給者は毎年現況届を提出する必要があります。該当者には6月中旬ごろに現況届を送付します。

◆児童扶養手当制度

対父母の離婚や死亡などで父または母がいない児童を養育している父または母、あるいは父母に代わってその児童を養育している方

支給対象となる児童

父母が離婚した児童、父または母が死亡した児童、父または母が重度の障がいを持つ児童、父または母の生死が明らかでない児童、父または母に1年以上遺棄されている児童、父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童、父または

母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童、父母とも不明である児童

※対象児童が福祉施設などに入所していないこと、事実婚の状態にないこと
支給期間

児童の18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで（心身に中程度以上の障がいがある児童は20歳になるまで）
認定請求（所得制限あり）
手当を受けるには申請が必要

◆特別児童扶養手当制度

対精神や身体に中程度以上の障がいがある児童を養育している方
※対象児童が福祉施設などに入所していないこと
支給期間 児童が20歳になるまで
認定請求（所得制限あり）
手当を受けるには申請が必要

◆災害遺児福祉手当制度

災害による遺児の保護者に対して県及び市から支給されます（所得などの条件あり）。

申問こども課

28・6027

FAX 28・6031

川之江福祉窓口 28・6182

FAX 28・6245

土居福祉窓口 28・6321

FAX 28・6391

新宮福祉窓口 28・6403

FAX 28・6405

28・6403

◆障害児福祉手当制度（所得制限あり）

対一定以上の障がいがあり、日常生活において、いつも介護を必要としている20歳未満の方
※対象者が福祉施設などに入所していないこと、障害年金など障がいを支給要件とする公的給付を受けていないこと

◆特別障害者手当制度（所得制限あり）

対重度の障がいが二つ以上重複するなど、日常生活でいつも特別な介護を必要としている20歳以上の方
※福祉施設などに入所していないこと、または病院などに3か月以上入院していないこと

申問生活福祉課

28・6023

FAX 28・6172

川之江福祉窓口 28・6182

FAX 28・6245

土居福祉窓口 28・6321

FAX 28・6391

新宮福祉窓口 28・6403

FAX 28・6405

28・6403

クリーンセンターの利用は お控えください

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、クリーンセンターへのごみの直接持ち込みは、お控えください。燃やすごみ・燃やさないごみ・資源ごみ・有害ごみは可能な限り集積所に出していたくださいようご協力お願いします。

問生活環境課 ごみ減量推進係
28・6015 FAX 28・6059

住宅用リチウムイオン蓄電池 システム設置費補助金

補助金額

蓄電容量が1キワットアワー以上の蓄電池に対し、実支出額と10万円のいずれか少ない額（上限10万円）

対

○2年以内に、自ら居住する市内の住宅などにシステムを設置した方、または自ら居住するためにシステム付きの住宅などを購入した方

○世帯全員が市税を滞納していない方
募6月15日（月）9時～（先着順）

※補助金がなくなりしだい締め切り

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

ただくか、お問い合わせください

問生活環境課 28・6145

FAX 28・6059

土のう用砂置き場を 設置しています

台風や集中豪雨などに備え、ご家庭で土のうが必要な場合は、次の3か所に土のう用の砂を配置していますので、事前の防災対策をお願いします。

川之江地域

川之江文化センター北側車庫前

三島地域

消防防災センター西側駐車場

土居地域

消防署西分署南側駐車場

注意事項

○土のう袋、スコップは各家庭で準備してください。

○台風接近時には、配置場所が混雑することが考えられますので、早めの準備をお願いします。

○企業などは利用できませんのでご了承ください。

問防災まちづくり推進課

28・6934 FAX28・6057

令和2年度後期高齢者 歯科口腔健康診査

お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。無料で受診できますので、この機会に、ぜひ歯科口腔健康診査を受診してください。

内問診、歯の状態確認、口の中の健診、保健指導

対象 愛媛県後期高齢者医療の被保険者

※病院などに6か月以上継続して入院している方や、障害者支援施設や老人ホームなどの施設に入所・入居している方、当該年度中に他の保健事業の歯科口腔健康診査を受けられた方は対象外

申込 愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話または国保医療課にお申し込みください。

クーポン券、受診票、質問紙、実施歯科医院一覧表を郵送します。

※愛媛県後期高齢者医療広域連合が受診をお勧めする方には、クーポン券などを送付しています

受診期間

6月1日(月)～令和3年2月28日(日)

受診方法

クーポン券到着後、健診実施歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

注意事項

○無料で健診は期間中に1回のみです。重複受診が判明した場合は、費用を請求させていただきます。

○歯科口腔健康診査は無料ですが、その後

に治療行為が行われる場合は有料となります。

申問 愛媛県後期高齢者医療広域連合

089・911・7739
FAX 089・911・7735



運転免許証の有効期間を 延長できます(有効期間が 令和2年7月31日までの方)

新型コロナウイルスへの感染やその恐れを理由に、運転免許証の更新手続きを受けることができない方は、更新期限前に申請いただくことで更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります。

申 県運転免許センターまたは、住所地を管轄する警察署に備え付けの申請書に必要事項を明記し提出してください。申請書は愛媛県警のホームページからもダウンロードでき、郵送での申請も可能です。

申問 県運転免許センター

089・934・0110
〒799・2661

松山市勝岡町1163・7

ロバ隊長みんなで作ろう プロジェクト(無料)

「ロバ隊長」をご自宅で作りませんか!

認知症サポーターの活動の一つとして、認知症サポーターキャラバンのマスコットキャラクター「ロバ隊長」のマスコットをご自宅で作ってみませんか。作成していただいたマスコットは小学生のキッズサポーターにお渡ししています。

内 「ロバ隊長」の製作(フェルト生地の手縫い作業)

※製作に必要な材料は用意します

申問 高齢介護課 地域包括支援センター
28・6147 FAX28・6059



自動車の不正改造は犯罪です！

自動車は生活に欠かせない移動手段となつているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、さまざまな部品などが販売されています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂などを運搬するダンプのリアバンパーの切断・取り外し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外しまたは基準不適合マフラーの装着などの不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。

また、令和元年度には大型トラックの荷台上部に「あおり」をつける不正改造をし、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案も発生しており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっております。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体などと協力して、「不正改造を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取り組みを行っております。

皆さまもぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力ください。

不正改造車を見かけたら、下記まで情報をお寄せください。

※詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください

問 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
089・956・1561
FAX 089・969・0556



自衛隊就職説明会

日 6月8日(月) 17時30分～19時30分
場 川之江文化センター3階 第二講義室
内 仕事内容や勤務体系、福利厚生など
※詳しくは、お問い合わせください
問 自衛隊新居浜出張所

0897・32・5396 (ファクス兼)



募 集

男女共同参画審議会委員募集

市では、男女共同参画に関する施策について調査審議する市男女共同参画審議会委員の一部を公募します。

任期 8月1日～(2年間)

※審議会が年2回程度開催されます

報酬 審議会1回につき7200円

応募要件

○市内在住・在勤・在学で20歳以上の方

○本市の職員を含む行政関係の職員または市議会議員でない方

○本市の合計4以上の審議会などの委員でない方

定2名

募 6月30日(火)まで

申住所、氏名、年齢、電話番号、応募の動機、男女共同参画に関する考え方を明記し、郵送・ファクス・Eメールのいずれかでご応募ください(様式自由)。

備書類選考後、応募者全員に結果を通知します。

※応募書類は返却しません

申問地域振興課 28・6014

〒799・0497 三島宮川4・6・55

FAX 28・6057

☑ danjo@city.shikokuchuo.ehime.jp

子ども・子育て会議委員募集

「第2期四国中央市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況の点検や評価などを行う、子ども・子育て会議委員の一部を募集します。

任期 8月1日～(2年間)

※審議会が年2回程度開催されます

報酬 審議会1回につき7200円

応募要件

○市内在住で、子育て支援に関心があり、平日昼間などの会議に出席が可能な方

○本市の職員を含む行政関係の職員または市議会議員でない方

○本市の合計4以上の審議会などの委員でない方

定2名

募 6月30日(火)まで

申住所、氏名、年齢、電話番号、応募の動機、活動経験を明記し、郵送・ファクス・Eメールのいずれかでご応募ください(様式自由)。

備書類選考後、応募者全員に結果を通知します。

※応募書類は返却しません

申問こども課 28・6027

〒799・0497 三島宮川4・6・55

FAX 28・6031

☑ kodomoka@city.shikokuchuo.ehime.jp

学校給食共同調理場運営委員募集

学校給食共同調理場の適正かつ円滑な運営を図るため、学校給食共同調理場運営委員会の委員を募集します。

任期 8月1日～(1年間)

報酬 審議会1回につき7200円

応募要件

- 市内在住・在勤・在学で20歳以上の方
- 本市の職員を含む行政関係の職員または市議会議員でない方
- 本市の合計4以上の審議会などの委員でない方

定2名

募 6月30日(火)まで

申住所、氏名、年齢、性別、電話番号、応募の理由を明記し、郵送・ファクス・Eメールのいずれかでご応募ください(様式自由)。

備書類選考後、応募者全員に結果を通知します。

※応募書類は返却しません

申問 教育総務課 28・6293

〒799-0497 三島宮川4・6・55

FAX 28・6060

✉ kyounikusumu@city.shikokuchuo.

ehime.jp

放課後児童クラブ 夏休み期間中のアルバイト募集

市内各小学校に設置している放課後児童クラブで、子どもの安全を考えながら、一緒に遊んだり指導したりするなど、指導員の補助として勤務していただきます。

期間 7月21日(火)～8月31日(月)

※期間中であれば、2週間～3週間程度の勤務でも相談に応じます

勤務日 期間中の月曜日～金曜日

勤務時間 8時～13時・13時～18時

※1時間の休憩後、5時間以上の勤務も可能です。また、午前のみ、午後のみ勤務も可能です

待遇 時給830円

※雇用保険、通勤手当、有給休暇はありません

定25名程度

募 7月10日(金)まで

※期間・勤務時間については変更する場合があります

※まずは気軽にお問い合わせください

申問 ことも課 28・6027

FAX 28・6031



海水浴場監視員募集

日 7月17日(金)～8月23日(日)

場 余木崎海水浴場

日 7月18日(土)～8月23日(日)

場 寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ

対 18歳～65歳未満(高校生不可)

募 6月30日(火)まで

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、海水浴場を開設しない場合は、監視員募集の受け付けを中止します。また、遊泳期間や時間を短縮する場合があります

勤務時間 9時～18時(1時間休憩)

賃金 日額8400円

申問 観光交通課 28・6187

FAX 28・6242

プール監視員募集

日 7月20日(月)～8月23日(日)

場 伊予三島運動公園プール

内 監視、受付、清掃

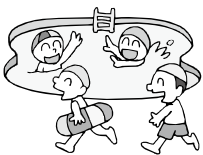
対 高校生以上

募 6月1日(月)～

申問 伊予三島運動公園体育館

28・6071

FAX 28・6105



自動販売機設置業者及び 物品の販売者募集

自動販売機

予定数 自動販売機 7台

条件など 1業者3台まで(電気のみ使用するもの)

使用料 1平方メートルあたり1日10円(別途、実費電気料金が必要)

物品販売その他これに類する行為

使用料 1平方メートルあたり1日43円(別途、実費電気料金が必要)

期間 7月中旬～8月下旬(海水浴場開設期間中)

場 寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ内で市が指定する場所

募 6月12日(金)まで

※申し込み多数の場合は抽選

申問 観光交通課 28・6187

FAX 28・6242



▲寒川豊岡海浜公園ふれあいビーチ

市営住宅（入居可能空き家）の入居者募集

期間内に申し込みをされた方を対象に公開抽選を行い、入居者を決定します。公開抽選は、7月下旬ごろに予定しています。

入居者を募集する住宅などの詳細は、広報7月号に掲載します。

募7月1日（水）～7月13日（月）

8時30分～17時

※土・日曜日を除く

注意事項

○所得条件や、地方税などに滞納がなく、暴力団対策法に規定する暴力団員でないなどの条例で定められた申込資格があります。

○申し込みは、募集する市営住宅のうち1か所となります。

申問 建築住宅課 28・6184

（消防防災センター5階）

FAX 28・6189



放送大学10月入学生募集

放送大学は、10月入学生を募集しています。10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が「大学を卒業したい」「学びを楽しみたい」など、さまざまな目的で学んでいます。

テレビで授業を行っているだけでなく、学生はその授業をインターネットで好きな時に受講することもできます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

資料は無料ですので、お気軽にご相談ください。

募6月10日（水）～9月15日（火）

申問 放送大学愛媛学習センター

089・923・8544

〒790・0826

松山市文京町3（愛媛大学内）

FAX 089・923・8479

障がいのある方へ 相談・支援事業

| 内容 | 日時 | 場所 | 問い合わせ先 |
|---|--|--|---|
| パソコンワード初級講座 ※無料、要申し込み | 6/5（金）・6/19（金） 6/26（金）・7/10（金） 10：00～12：00 | 市役所市民交流棟1階 多目的室3 | 障がいピアサポートセンター 090-2828-0439 |
| 県委託療育等支援事業 （相談・講師派遣など） | 随時 （土・日曜日を除く） | 支援の必要な方や家族が 関わる保育園・幼稚園・ 学校・事業所など | 澄心そうだんさぼーと 22-3311（鈴木・ファクス兼） |
| 障がい者の就労相談・支援、 事業所からの雇用相談 ※来所による相談は要予約 | 月～金曜日 9：00～17：30 | サンハイツ三島中央1階 （三島中央3-13-12） | ジョブあしすとUMA 23-6558 FAX 22-4558 ✉ jobassist@lagoon.ocn.ne.jp |

障がいのある方へ

65歳から74歳までの方で一定の障がいのある方は、後期高齢者医療保険に加入できます

後期高齢者医療保険に加入されると、保険料も現在の国民健康保険料などに比べて安くなる場合があります。ただし、これらは所得や世帯構成により異なりますので、詳しくは、お問い合わせください

問 国保医療課 後期高齢者医療係
28・6017 FAX 28・6058

相談

東予若者サポートステーション
出張相談（要予約・無料）

日6月8日（月）・22日（月） 13時～17時
場ハローワーク四国中央1階 相談室
対就職でお悩みの15歳～49歳の方またはその保護者
定1人1時間の相談で1日4名まで
申問 東予若者サポートステーション
0897・32・2181
0897・32・2182
FAX 0897・32・2182
（新居浜市繁本町8・65）

もの忘れチェック体験（無料）

心配なもの忘れを早期に発見し、予防に取り組めるよう、パソコンを使ったタッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を体験できます。
一人5分程度で簡単にできます。

| 日時 | 場所 |
|---------------------------------|----------|
| 6/3（水） 7/1（水） 13：30～15：00 | 高齢介護課 |
| 6/9（火） 13：30～15：00 | 土居窓口センター |

※予約不要

問 高齢介護課 地域包括支援センター
28・6147
FAX 28・6059



もの忘れ相談（要予約・無料）

日7月8日（水）13時30分～14時30分
場 土居窓口センター
内 一人30分程度で2名まで
相談医師

森野日出緒さん（松風病院）
※すでに専門医を受診されている場合は対象外となります。ご家族のみでの相談も可能です
申問 高齢介護課 地域包括支援センター
28・6147 FAX 28・6059

多重債務でお悩みの方へ

四国財務局には、借金を抱えて悩んでいる人のための「相談窓口」があります。一人で悩まずご相談ください。必要に応じて弁護士・司法書士などの法律専門家への引き継ぎも行っています。

相談は無料です。まずはお電話ください。

日 月～金曜日
9時～12時、13時～17時
（祝日・12月29日～1月3日を除く）
問 四国財務局多重債務者相談窓口
087・811・7801
FAX 087・823・2025

不動産無料相談（要予約）

日 6月11日（木）13時～17時
場 宇摩建設会館3階（三島宮川）
申 相談日前日までの13時～17時に電話予約（土・日・祝日を除く）
申 問 愛媛県宅地建物取引業協会四国中央地区連絡協議会
24・2235 FAX 24・2236



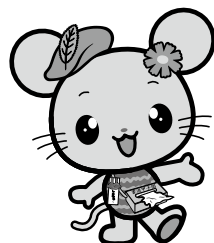
青少年の生活悩み相談（無料）

日 9時～20時の間で随時
内 電話または面接
対 15歳～20歳の方または保護者など
場 申問 自立援助ホームでいーだ
74・3538
（土居町小林18・3）

子育て総合相談

生活習慣や心身の発達、性格、家族関係、学校生活、非行問題、家庭環境など気軽にご相談ください。秘密は厳守します。
※訪問などで相談員が不在の場合がありますので、窓口を訪れる場合は事前にご連絡ください

日 月～金曜日 8時30分～17時15分
相談窓口
こども課 28・6027
FAX 28・6031
川之江福祉窓口 28・6182
FAX 28・6245
土居福祉窓口 28・6321
FAX 28・6391



新型コロナウイルス感染症に便乗した「身に覚えのない商品の送り付け」にご注意!

新型コロナウイルス感染症に便乗して、「注文した覚えのないマスクが宅配便で届き高額な代金を請求されている」という相談が増えています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、品薄状態となっているマスクや消毒液などの保健衛生品を送り付ける「送り付け商法」や、行政機関をかたり布製マスクの配布を理由に個人情報などを聞き出す「アポ電」など、詐欺や悪質商法に関する相談が増加しています。

相談事例

○使い捨てマスクが海外から送られてきたが注文した覚えがないうえに、高額な代金の振り込み用紙が同封されていた。

アドバイス

○身に覚えのない商品を受け取っても代金を支払ったり、業者に連絡を取る必要はありません。「送り付け商法」では売買契約が成立していないので、商品は使用せずに保管し、商品が届いてから14日間を経過したときは商品を処分しても法的には問題はありません。

○ただし、宅配業者が事業者に代わって商品代金を受け取るという「代引き」を利用する悪質業者もいます。「家族が注文したのだろう」と思っただけで代金を支払ってしまうと、あとで代金を取り返すのは困難です。代引きで商品を受け取る場合には家族に確認してからにしましょう。

○なお、政府が1住所あたり2枚ずつ配布する布製マスクは無料です。お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されますので確認してください。

○困ったことやトラブルが生じた場合は左記の相談窓口までご相談ください。

困った時はピッと相談!

消費生活に関する相談窓口

問 市民くらしの相談課

28・6143

FAX 28・6149

愛媛県消費生活センター

089・925・3700

消費者ホットライン 188



じんけん広場

6月1日は「人権擁護委員の日」

毎年6月1日は、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念して「人権擁護委員の日」として定められています。人権擁護委員が地域のみなさんの相談に応じる存在として、各市町村に配置されていることを周知するとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としています。

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の方々で、日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという考えから設けられたもので、諸外国にその例を見ない制度です。

現在、約1万4千人の人権擁護委員が全国の各市町村に配置されており、本市には、川之江・新宮地域に8人、三島地域に7人、土居地域に5人の総勢20人の人権擁護委員が、「四国中央人権擁護委員協議会」を組織し、人権相談や人権分野ごとに委員会を設け、啓発活動などを行っています。

私たちのまちの相談パートナー

人権擁護委員は、私たちのまちの相談パートナーです。

差別、嫌がらせ、暴行、虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など人権問題でお困りの方は、人権擁護委員にご相談ください。また、常駐人権相談に加えて、特設人権相談所を川之江文

化センター、新宮公民館、土居福祉センターの市内3地域で開設していますのでご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

常駐人権相談

人権擁護委員が毎週水曜日に松山地方事務局四国中央支局で主に面接または電話による人権相談に応じています。

場 間 松山地方事務局四国中央支局

23・2407 FAX 23・2496

(三島中央5・4・31)

特設人権相談所(17ページ参照)

日 偶数月の第1月曜日 13時〜15時

場 川之江文化センター4階

日 奇数月の第3月曜日 10時〜12時

場 土居福祉センター

日 偶数月の10日 10時〜12時

場 新宮公民館

※土・日・祝日の場合は変更になります

問 人権施策課 28・6073

FAX 28・6057

朝日文化会館まつり延期のお知らせ

例年、6月初旬に行っている「朝日文化会館まつり」については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、延期することとなりました。現在、開催時期などについては未定です。決まりしだい、こちらの「じんけん広場」や「会館だより」でお知らせします。

問 朝日文化会館 28・6070

6月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話でお問い合わせください。

| 法律相談 | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 法律相談は、コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止となりました。 | 市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149 |

| 司法書士相談 | |
|--|-------------------------------------|
| 司法書士相談は、コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止となりました。 | 市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149 |

| 人権相談 | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 6/ 1 (月) 13:00 ~ 15:00 | 川之江文化センター 4階 | 人権施策課 28-6073 FAX 28-6057 |
| 6/10 (水) 10:00 ~ 12:00 | 新宮公民館 1階 研修室 | |
| 7/20 (月) 10:00 ~ 12:00 | 土居福祉センター 1階 | |
| 年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15 | 松山地方法務局四国中央支局 23-2407 FAX 23-2496 | |

| 年金出張相談 ※要予約 | | |
|---------------------------|--------------|------------------------------|
| 6/ 4 (木) 10:00 ~ 14:30 受付 | 川之江文化センター 4階 | 新居浜 年金事務所 0897-35-1445 |
| 6/18 (木) 10:00 ~ 14:30 受付 | | |
| 7/ 2 (木) 10:00 ~ 14:30 受付 | | |

| 行政相談 | |
|---|---------------------------------|
| 6月の行政相談は、コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止となりました。 | 総務調整課 28-6002 FAX 28-6056 |
| 7/ 6 (月) 10:00 ~ 12:00 | 市役所 1階 202 会議室 |
| 7/10 (金) 10:00 ~ 12:00 | 新宮公民館 1階 研修室 |

| 一般・消費・DV相談(相談窓口) | | |
|------------------------------------|--------------|-------------------------------------|
| 6/ 2 (火) 9:30 ~ 11:30 | 新宮公民館 1階 研修室 | 市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149 |
| 6/ 9 (火) 9:30 ~ 11:30 | 土居窓口センター 1階 | |
| 6/11 (木) 9:30 ~ 11:30 | 川之江文化センター 1階 | |
| 6/25 (木) 9:30 ~ 11:30 | 川之江文化センター 1階 | |
| 7/ 7 (火) 9:30 ~ 11:30 | 新宮公民館 1階 研修室 | |
| 7/ 9 (木) 9:30 ~ 11:30 | 川之江文化センター 1階 | |
| 年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15 | 市民くらしの相談課 | |

| 暴力団相談 | |
|------------------------------------|--|
| 年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15 | 愛媛県暴力追放推進センター 089-932-1893 FAX 089-932-8930 |

障がいのある方へ 指定相談支援事業所

| | |
|---------------------|----------------|
| 基幹相談支援センター | 28-6154 |
| FAX 28-6079 | 受 8:30 ~ 17:15 |
| 澄心そうだんさぼーと | 22-3311 |
| FAX 22-3311 | 受 8:30 ~ 17:30 |
| 光と風 | 22-4020 |
| FAX 22-3116 | 受 9:00 ~ 17:00 |
| 障がい者相談支援センター | 28-6135 |
| FAX 23-7044 | 受 8:30 ~ 17:15 |
| ひまわり | 22-3802 |
| FAX 22-3807 | 受 8:00 ~ 17:00 |
| 相談サポート 優 | 72-8080 |
| FAX 72-8081 | 受 8:30 ~ 17:30 |
| 四つ葉 | 57-0426 |
| FAX 57-0427 | 受 9:00 ~ 18:00 |
| 市児童発達支援センター | 28-6266 |
| FAX 28-6030 | 受 8:30 ~ 17:15 |
| 相談さぼーと 夢の種 | 29-5503 |
| FAX 29-5503 | 受 9:00 ~ 18:00 |

今月の納期

市県民税 1期分
 保育所・認定こども園使用料 6月分
 放課後児童クラブ負担金 6月分
 市営住宅使用料 6月分
 市営住宅駐車場使用料 6月分
※納期限 6月30日(火)

水道料金 5月分
 下水道使用料 5月分
※納期限 6月10日(水)